

# 令和4年度 私たちの暮らしと税金



国や都道府県・市町村は、私たちが豊かで安心した暮らしができるように、いろいろな公共サービスを行っています。これらの公共サービスを行うために必要な費用は、国民が納めている税金によって賄われています。税金が私たちの暮らしの中でどのような役割をはたしているのか、見てみましょう。



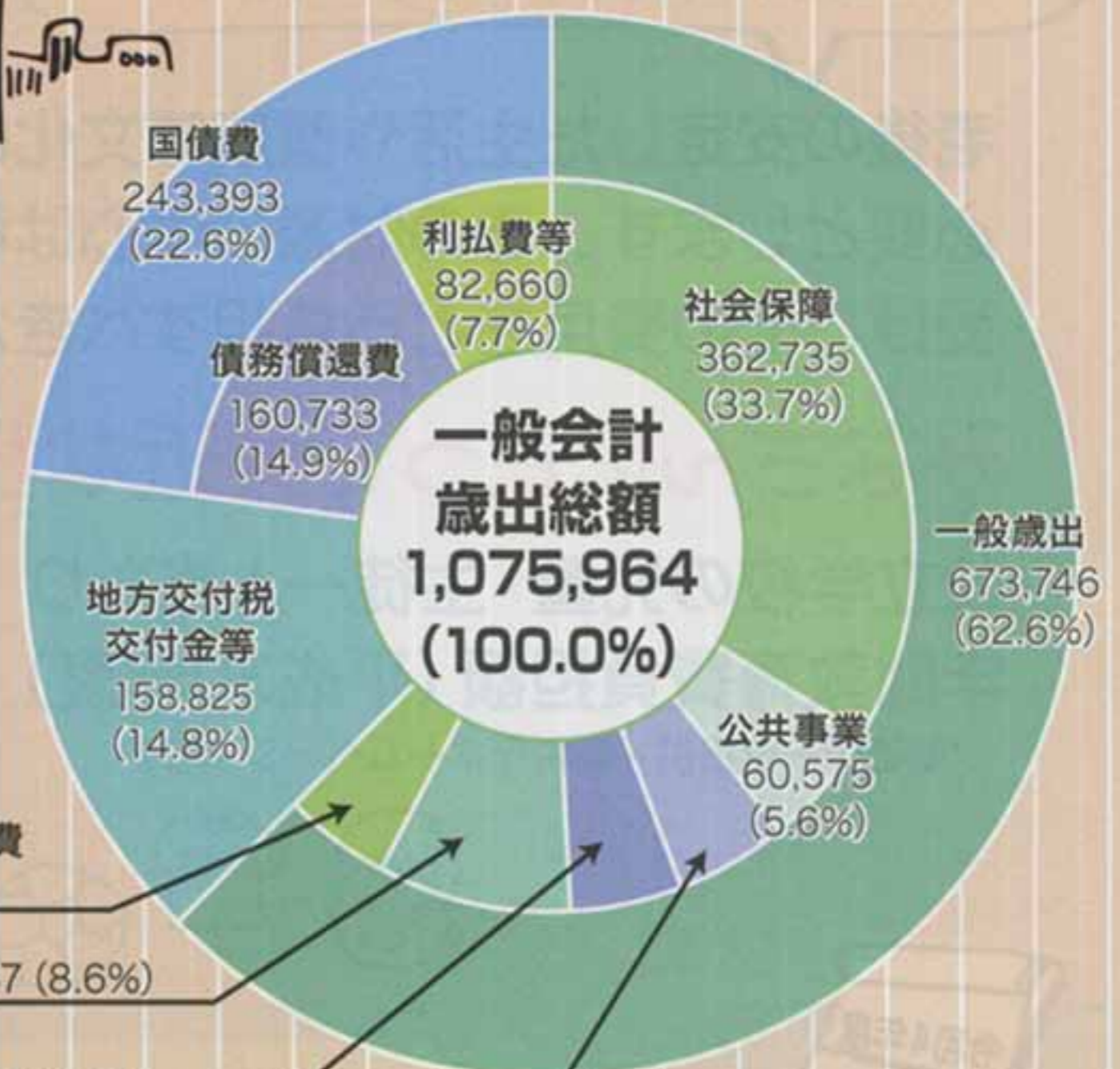
## 国の支出

(一般会計歳出)

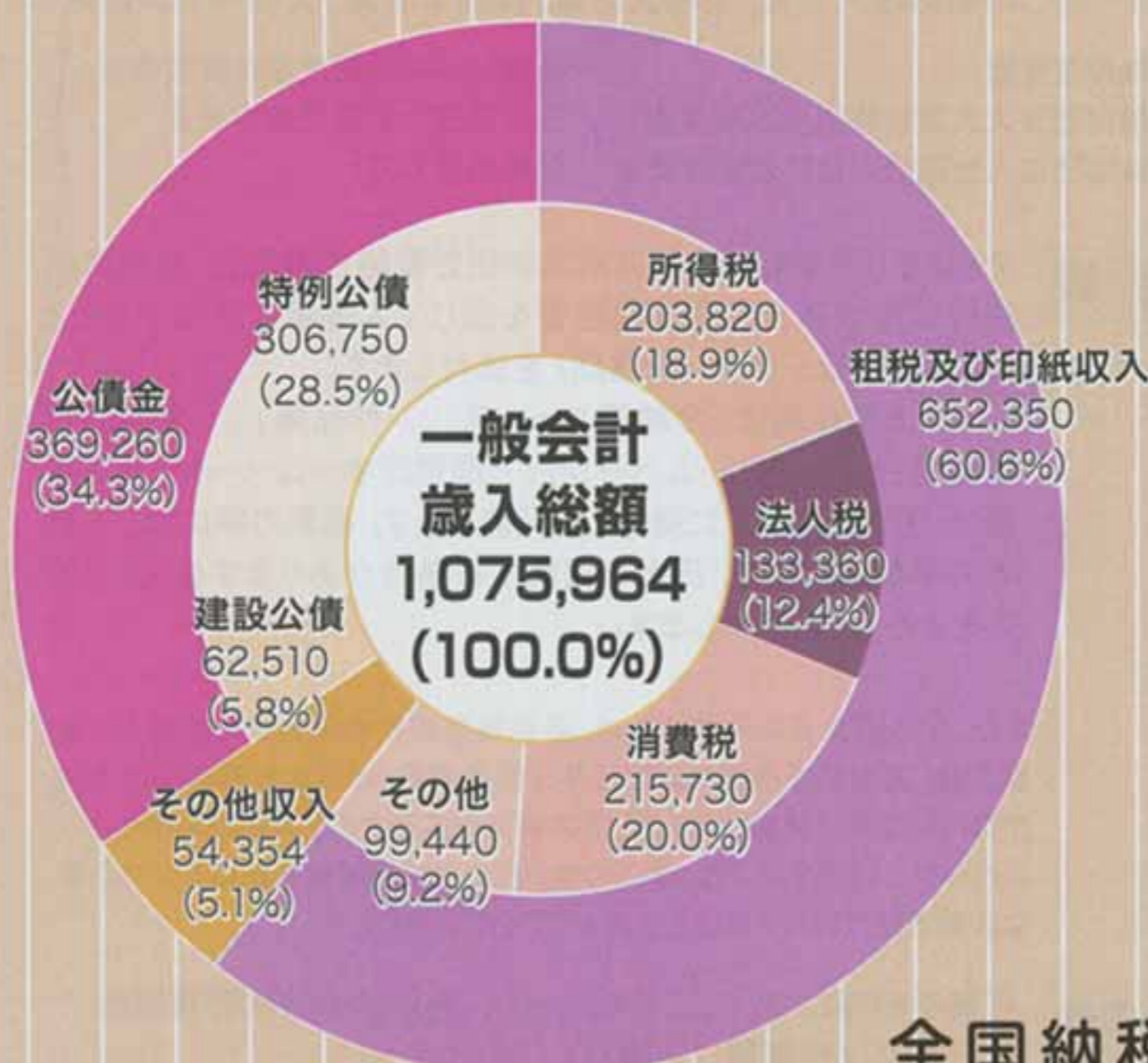
令和4年度当初予算

令和4年度一般会計予算は、約107兆6千億円です。このうち、歳出についてみると、**社会保障**がトップで全体の1/3を占め、これに次ぐ**国債**の元利払いに充てられる費用(**国債費**)や**地方交付税交付金等**と合わせて歳出全体の**7割**を占めています。

※「一般歳出」とは、歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いた経費のこと。



(単位：億円)



(単位：億円)

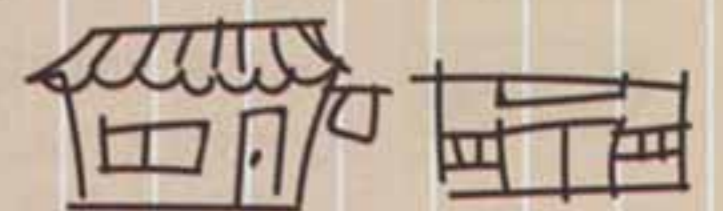
## 国の収入

(一般会計歳入)

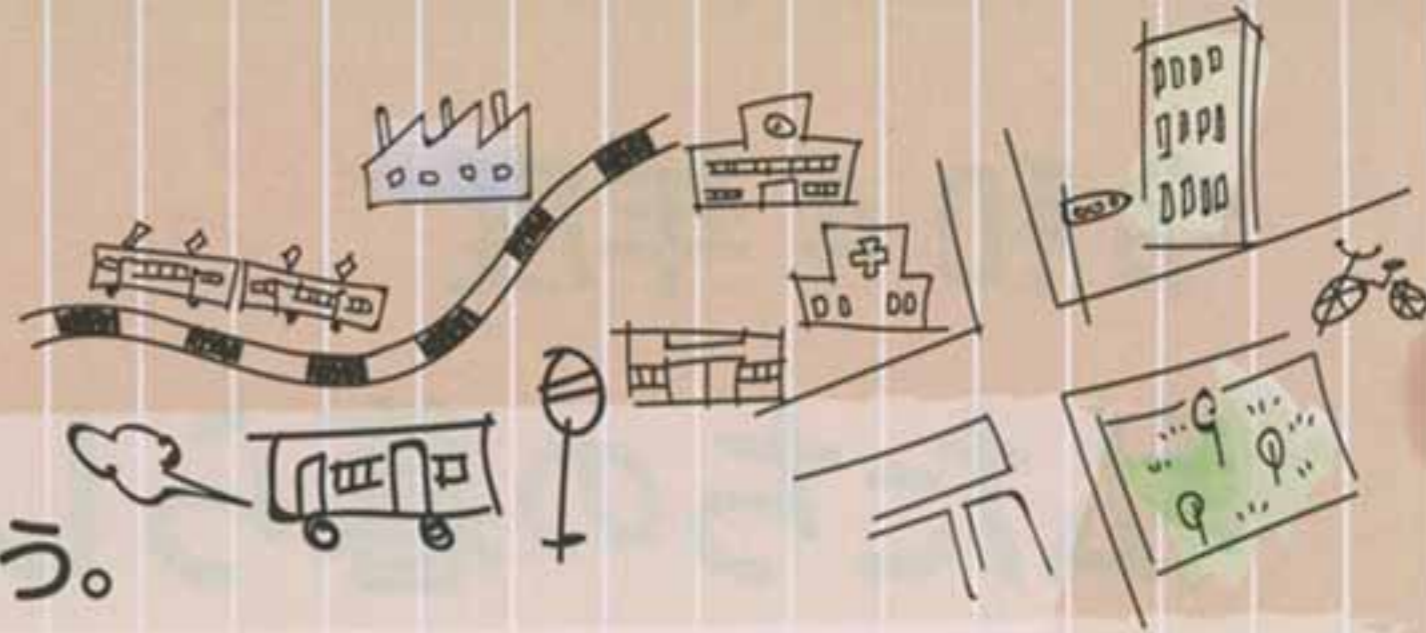
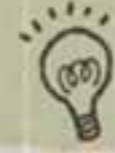
令和4年度当初予算

令和4年度一般会計予算における歳入のうち、**租税及び印紙収入**で賄われる額は約65兆2千億円で、歳入全体の**6割**を占めています。

税金のトップ3は、**消費税・所得税・法人税**です。



# 税とそのゆくえ



歳出でトップの社会保障についてみてみましょう。

社会保障とは、私たちが安心して生活していくために必要な公的サービスのことで、医療、年金、介護、福祉などのしくみのことです。今、わが国では少子高齢化が進んでいます。この問題の一つは、社会保障の費用が増えていくことであり、もう一つは、その費用を負担する働き手が減っていくことです。



20~64歳人口の  
65歳以上人口に対する比率

老後の安定した生活や健康で文化的な社会を実現するためには、大きな費用を必要とします。その財源の中心は税金です。政府からどれだけ公共サービスを受け、その費用をどう負担すべきか、考えていきましょう。

## みなさんにとって身近な税金の使い道

公立学校の児童・生徒一人当たり  
年間教育費負担額 (平成30年度)  
(基礎データ提供・国税庁ホームページより)

小学生...  
約882,000円

中学生...  
約1,052,000円



## 中学生の「税についての作文」募集要項

■主催/全国納税貯蓄組合連合会・国税庁

### ① テーマ

税に関すること  
内容が税に関するものであれば、何でも構いません。  
例えば、税のしくみや使われ方などについて、家庭や自分の周囲で日常体験し、または見聞きしたこと、あるいは税の申告や納付のこと、学校その他で学んだ税についての感想などを書いてください。

### ② 応募資格

中学生

### ③ 文字数

原稿用紙 (400字詰め) 3枚、1,200字以内  
※1 作文のはじめに、「題名」・「所属の学校名 (例えば、○県○市立○中学校)」・「学年」・「氏名 (ふりがな)」を明記してください。  
※2 文字数には、題名を含みます。  
※3 制限字数を超えた作品は、審査の対象から除外しますので、特に注意してください。

### ④ 提出先

所属の中学校を経て、その地区納税貯蓄組合連合会へ提出してください。なお、応募された作品はお返しできません。

### ⑤ 締切り

令和4年9月5日 (月) (北海道地区は8月下旬)

### ⑥ 審査

応募された作品は、「地区納税貯蓄組合連合会及び税務署」・「都道府県納税貯蓄組合連合会」・「局納税貯蓄組合連合会及び国税局」の審査を経て、「全国納税貯蓄組合連合会、国税庁及び後援団体」が審査し、入選作品を決定します。

### ⑦ 入選

次の入選作品には、賞状及び副賞 (記念品) を贈呈します。  
内閣総理大臣賞、財務大臣賞、総務大臣賞、文部科学大臣賞

国税庁長官賞	全国納税貯蓄組合連合会会長賞
一般財団法人大蔵財務協会理事長賞	日本税理士会連合会会長賞
公益財団法人全国法人会連合会会長賞	全納連優秀賞

### ⑧ 発表

令和4年11月初旬に各都道府県納税貯蓄組合連合会、各地区納税貯蓄組合連合会及び税務署を通じて入選者に通知するとともに、賞状及び副賞 (記念品) を送付します。  
なお、上位作品は「全納連ニュース」、「作品集」、「全国納税貯蓄組合連合会ホームページ」、「国税庁ホームページ」及び後援紙「税のしるべ」に掲載して発表します。掲載の際には、入選者の学校名、学年、氏名を掲載する場合がありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、①入選作品の発表のため、各納税貯蓄組合連合会の会報誌、各種新聞、国税関係機関の広報誌及び都道府県・市区町村等の地方公共団体の広報誌に掲載すること、②本事業を広報するための印刷物やホームページに利用すること、③その他、税に対する理解を深めるため必要な広報活動に利用することがあることをご了承ください。

### ⑨ その他

応募手続等についてご不明な点は、各地区の納税貯蓄組合連合会又は税務署にお尋ねください。